

養父市小学生からのプレゼント事業（養父市紙おむつ交換券）取扱店募集等要領

1 事業の趣旨

乳幼児の育児をしている保護者に対し、1か月分の紙おむつ交換券及び市内認定こども園・保育所で利用できる一時預かり保育利用券を交付し、子育てにかかる負担の軽減により子育て家庭を支援するために、小学生からのプレゼント事業（養父市紙おむつ交換券）を行う。

2 交換券事業の概要

- (1) 交換券の名称 養父市紙おむつ交換券（以下「交換券」という。）
- (2) 発行者 養父市
- (3) 対象者 生後3か月から生後1歳になるまでの乳児を育児する保護者
- (4) 交換券 5,000円分（1,000円分×5枚）
- (5) 利用方法 あらかじめ本交換券の取扱店として登録された店舗（以下「取扱店」という。）が取り扱う紙おむつの購入として利用

3 交換券の利用範囲及び期間等

- (1) 利用範囲 紙おむつの購入に限ります。
- (2) 利用期間 満1歳の誕生日の属する月の末日まで
- (3) 交換期間 令和2年6月1日から令和4年3月31日

4 注意事項

- ①交換券は利用しようとする券面額未満の取引（釣り銭の出る取引）には利用することはできません。
- ②交換券の盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責任を負わないものとします。

5 交換券取扱店の参加資格

交換券取扱店の参加資格は、養父市内に店舗を有する事業者とします。
ただし、次の①から③に該当する事業者は除きます。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者
- ②特定の政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う事業者
- ③養父市暴力団排除条例（平成25年条例第18号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する事業者

6 交換券取扱店の申込及び登録

(1) 交換券取扱店の申込期間

募集期間：令和2年5月11日（月）～令和2年5月22日（金）必着
土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 交換券取扱店の申込方法

①申込方法

交換券取扱店の登録を希望する市内の事業者は、養父市小学生からのプレゼント事業取扱店登録申込書（養父市小学生からのプレゼント事業実施要綱（令和2年告示第56号）様式第3号。以下「取扱店登録申込書」という。）

に必要事項を記入・押印のうえ、下記提出先に持参又は郵送してください。

②取扱店登録申込書の提出先

〒667-8651 養父市八鹿町八鹿 1675
養父市健康福祉部健康課
電話番号 079-662-3167

(3) 登録料

登録に際しての交換券取扱店の費用負担はありません。

(4) 取扱店申込後の審査・登録

市は、取扱店登録申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交換券取扱店として登録を決定したときは、養父市小学生からのプレゼント事業取扱店登録決定通知書（養父市小学生からのプレゼント事業実施要綱（令和2年告示第56号）様式第4号）により、申込事業者に通知します。

また、当該事業の該当者に交換券を交付する際に、取扱店一覧を添付します。

(5) その他

①養父市内に複数店舗がある場合は、店舗ごとに申込をしてください。

②登録申し込み期間以降でも、随時申し込みができます。

7 交換券の換金

(1) 交換券の換金受付期間

令和2年7月1日（水）から令和4年4月11日（月）まで

（注）換金受付期間を過ぎたものは、換金できませんのでご注意ください。

(2) 交換券の換金方法

換金方法、受付等

交換券取扱店は、利用者から受け取った交換券の裏面に店舗名及び利用日を記入又は押印し、小学生からのプレゼント事業（養父市紙おむつ交換券）換金請求書（養父市小学生からのプレゼント事業実施要綱（令和2年告示第56号）様式第5号）を添えて、翌月10日までに養父市役所健康課に提出してください。

市は提出された交換券の枚数等を検査のうえ、指定された口座に振込みます。

換金受付場所	受付時間
養父市八鹿町八鹿 1675 養父市役所健康福祉部健康課 連絡先：079-662-3167	市役所開庁日 午前9時から午後5時まで

※提出に係る経費は、交換券取扱店の負担となります。

(3) 交換券換金の振込期日

原則、25日の振り込みとなります。ただし、その日が土日、祝祭日の場合は、振込日が変更となります。

8 交換券取扱店の遵守事項

交換券取扱店は、次に掲げる事項を遵守していただきます。

①交換券の不正使用（偽造等）が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに市（養父市役所健康課／TEL079-662-3167）に連絡してください。

い。

- ②交換券を受け取ったときは、他店での再利用を防止するため交換券裏面の所定欄に交換券取扱店を記入することとし、既に交換券取扱店の記入がある場合は、交換券の受け取りを拒否してください。
- ③交換券の交換及び売買は行わないでください。
- ④交換券取扱店自らの事業活動に使用しないでください。
- ⑤利用者から、受け取った交換券の保管及び管理には、十分、注意してください。紛失や盗難等による損失は交換券取扱店の責務とします。
- ⑥その他本交換券事業の趣旨に反する行為は行わないでください。

9 交換券取扱店の登録取消

「交換券取扱店の遵守事項」に反する行為を行った場合は、交換券取扱店の登録を取消し、公表するものとします。

10 個人情報の取扱

交換券の取扱店登録に係る個人情報や本交換券事業で知り得た情報は、本小学生からのプレゼント事業（養父市紙おむつ交換券）でのみ使用し、その他の目的以外では使用しません。

11 問い合わせ先

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675
養父市役所 健康福祉部 健康課
T E L 079-662-3167（直通）
F A X 079-662-2601